

「スタートアップ育成5か年計画」の進捗状況について

2023年8月2日

第4回スタートアップ創出調整連絡会議
経済産業省 提出資料

ストックオプション税制の拡充 (所得税、個人住民税)

2023年4月から施行

- スtockオプションは、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、**有効な人材確保の手段**。
- 権利行使期間を現行の10年から15年へ延長することで、事業化に時間を要するディープテックや海外展開等を積極的に行うため**未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップの人材獲得に寄与する**。
- 利便性向上のため、**株券不発行でも保管委託要件を満たすことを国税庁の「ストックオプションに対する課税 (Q&A) 」 (最終改訂令和5年7月7日)**で明示。

現行制度

<ストックオプションの権利行使期間>

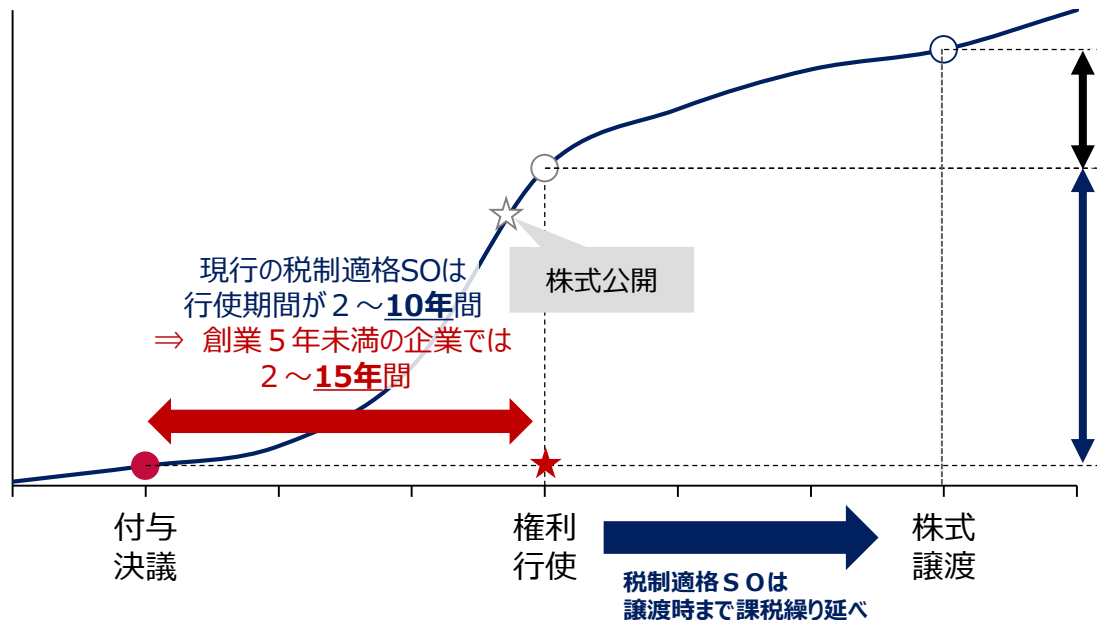
- 付与決議から2～10年

改正概要

<ストックオプションの権利行使期間の延長>

- 設立から5年未満の未上場企業においては、付与決議から2～**15年**へ延長

株価



通常SO

譲渡所得
(税率:20%)

給与所得等
(税率:55%)

税制適格SO

- **権利行使時の経済的利益には課税せず**譲渡時まで課税繰延
- **譲渡所得として課税** (税率20%)

メンターによる支援事業の拡大・横展開

進捗

2023年度に全体で年間170人規模を目指す中で、現時点で、170名超を採択予定。

KPI

「未踏事業」における若手人材の発掘・育成
年間約70人
(2022年度)

2024年度に全体で年間300人を発掘・育成を中間目標

2027年度にメンターによる若手人材の発掘・育成
年間500人を目標

- 我が国における若い人材の選抜・支援プログラムとして、IT分野では、「未踏事業」(情報処理推進機構)において、**産業界・学界のトップランナーが、メンターとして才能ある人材を発掘(採択審査)し、プロジェクト指導を実施**してきている(年間70人規模)。同事業からは、これまで300人が起業又は事業化を達成した。
- **これを大規模に拡大し、横展開することは、スタートアップ育成として有意義であるため、他の法人(新エネルギー・産業技術総合開発機構、産業技術総合研究所、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、宇宙航空研究開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構等)への横展開や、対象を高専生・高校生・大学生を中心とした若手人材育成の取組にも広げることで、全体で育成規模を「年間70人」から5年後には「年間で500人」へと拡大する。**

未踏事業

(独)情報処理推進機構運営費交付金 令和5年度当初予算 70億円の内数)

- 今まで見たこともない未踏的なアイデア・技術を持つIT人材を発掘・育成。産業界・学界の第一線で活躍する方を、プロジェクトマネージャーに委嘱し、発掘から育成までを一貫して行う。
- 対象に応じて、「未踏IT人材発掘・育成事業」、「未踏アドバンス事業」、「未踏ターゲット事業」の3つの人材発掘・育成プログラムを実施。
- 2023年度の採択件数は全体で**50件、106名**。
(内訳 未踏IT:21件、未踏AD:16件、未踏TG:13件)

(著名な未踏修了生)



西川 徹
(株) Preferred Networks
代表取締役CEO



鈴木 健
スマートニュース(株)
代表取締役会長兼社長
CEO



落合 陽一
メディアアーティスト /
筑波大学 デジタルネイチャー開発
研究センター センター長 /
Pixie Dust Technologies .Inc
CEO



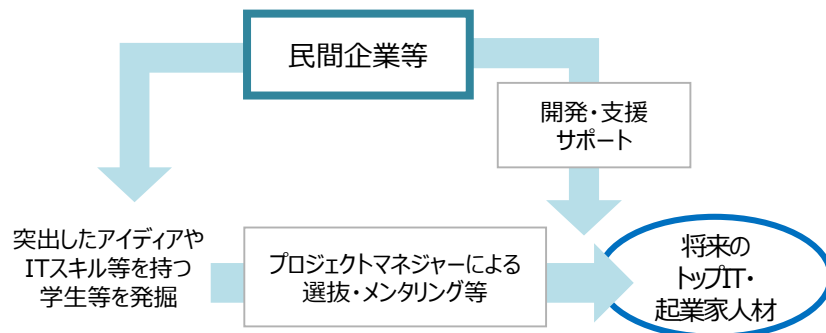
松尾 豊
東京大学大学院
工学系研究科教授 /
日本ディープラーニング協会
理事長

未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業

(令和4年度補正予算 12億円)

- 未踏事業を参考とした、優れたアイデアや技術を持つ各地域の高専生・高校生・大学生等を対象とした地域独自のIT等人材発掘・育成の取組に対して支援を行う。
- 第1回公募 採択件数:**14件**。第2回公募 **審査中**。

(人材育成スキームのイメージ)



ディープテック分野への「未踏事業」の横展開について

(令和5年度当初予算「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」の20億円の内数)

- 世界で戦えるディープテック・スタートアップの創出には**技術シーズを基にした勝てるビジネスを構想・推進することができる優れた起業家の発掘・育成が鍵**。
- **NEDOにおいては**、これまで、技術シーズを活用した事業構想を持つ研究者等に対して、研究開発や市場調査支援、起業・事業経験者等によるメンタリングの実施等の起業支援を実施。こうした事業を元に、**未踏事業を参考**にしつつ、**ディープテック分野における若手人材の発掘・育成にも重点を置いた人材発掘・起業家育成の事業を創設**。
- この際、**地方の人材発掘・育成**に取り組み、**ディープテック・スタートアップの裾野の拡大**を図る。

ディープテック分野における若手人材等の発掘事業 (公募:5/9㉞、採択:6/15 (採択件数**35件**))

- ✓ ディープテック分野の優れた技術シーズを基に勝てるビジネスを構想・推進できる人材を発掘・育成
(起業を要件とせず、若手を中心的に採択)
- ✓ 起業・経営経験等を持つ有識者による積極的な関与の下、才能ある若手人材等の発掘のほか、助言・指導などの各種のサポートを実施し、若手人材等の成長を後押しする
- ✓ 事業終了後も活用できるネットワークの構築に向けて、卒業生コミュニティの構築に向けた取組を実施

研究者等の起業家育成事業 (公募:5/9㉞、採択:7/26 (採択件数**28件**))

研究者等が有する技術シーズを基にしたビジネスの実現に向けて、当該者の起業家としての育成を図りつつ、起業活動を支援
(起業することを前提とした、幅広い年齢層の者を採択)

- ✓ 試作品の開発等の研究開発支援を実施するほか、ビジネスモデルのブラッシュアップや市場調査支援、起業・事業経験者等による起業に向けたメンタリングや弁護士・会計士等の専門家による個別の助言を実施
- ✓ 事業終了後も活用できるネットワークの充実を図るため、卒業生コミュニティの構築に向けた取組を実施

ディープテック分野の高度研究人材育成事業


(国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金 令和5年度予算案額618.0億円 (614.8億円) の内数)

- 産総研では、これまで様々な先端技術の社会実装に携わってきた知見を活かし、ディープテック分野の優秀な若手研究者に自由度の高い研究環境等を提供することで、高度研究人材を育成し産業界へ輩出（起業を含む）していくプログラムを創設。
- 最先端のディープテック分野の有識者であるプロジェクトマネージャー（PM）が、研究テーマを提案してきた者から優秀な人材を選抜し、伴走支援などを実施。これらの人材に、産総研の保有する先端的研究設備や研究者のメンタリング等を提供するとともに、卒業生によるアラムナイネットワークの構築を目指す。（8月下旬から募集を開始予定。）

【事業イメージ】

若手研究者

(大学院生～高専生等)

 最先端のディープテック分野の研究テーマをPMの下で実施





・第一線の研究者等によるメンタリング
・最先端の研究設備の利用機会を提供



産業界への高度研究人材の輩出
卒業生コミュニティによるアラムナイネットワークの形成

起業家等の海外派遣事業「J-StarX」

令和4年度「海外における起業家等育成プログラムの実施・拠点の創設事業」の内数（約66億円）

進捗

2023年7月末現在、39名が派遣済。
140名程度が派遣に向けた選考中。

KPI

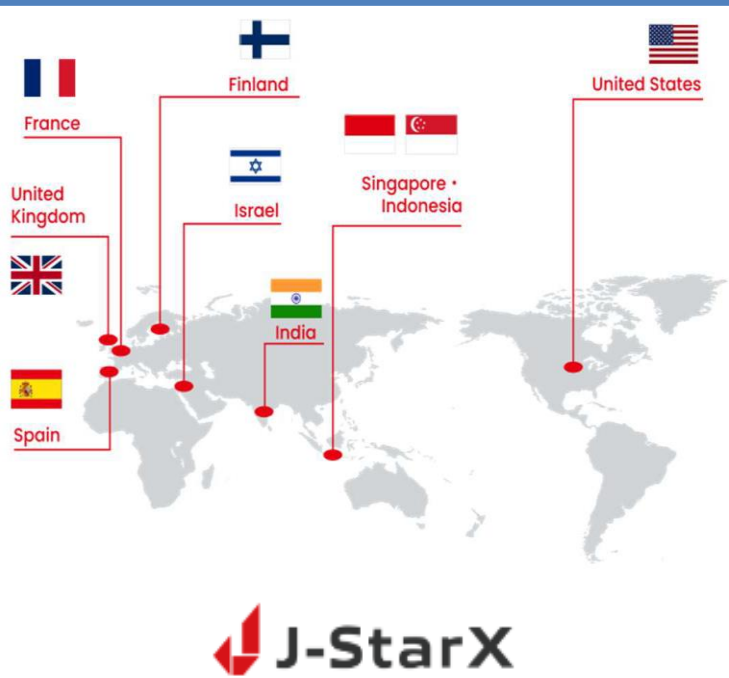
シリコンバレーへの派遣事業の派遣人数：**年間約20人**（2022年度）

2025年度までに累計で500人を派遣事業を通じた世界各地へ派遣を中間目標

2027年度までに累計で派遣事業を通じた世界各地への派遣人員を**1,000人を目標**

- 「J-StarX」とは、我が国のイノベーション人材の育成及び海外のイノベーション拠点・人材とのネットワークの構築を目的に、若手起業家や学生等を欧米やアジアを中心とする世界各地のスタートアップ・エコシステムに派遣する事業。これまでの「始動」を抜本的に拡充し、今後5年間で**1,000人の海外派遣**を目指す。
- 原則として、書類選考の後に国内プログラムを実施し、更なる選考の後に海外派遣される仕組みとしている。

主要派遣先



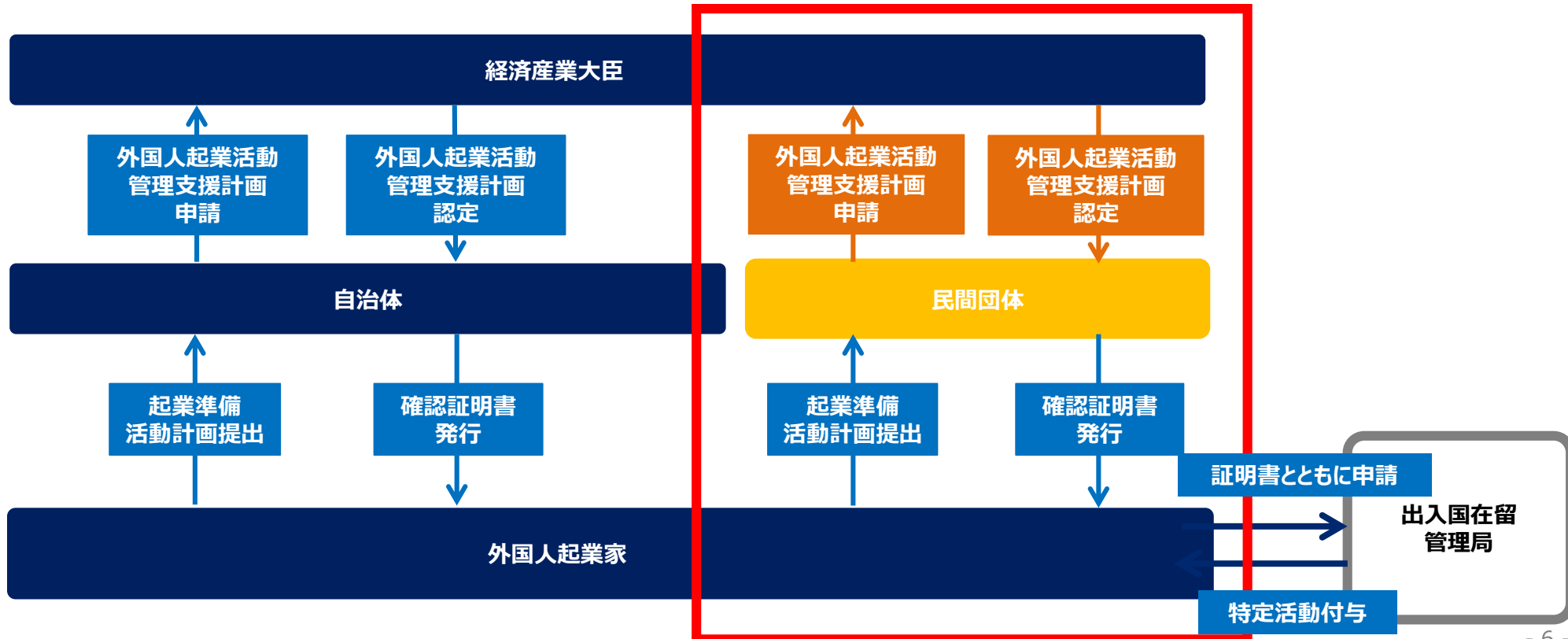
主要コース（今後も追加予定）

派遣都市	開始月	コース概要	進捗
ロンドン	6月	London Tech Week挑戦	派遣済
シリコンバレー	7月	始動アルムナイプログラム	派遣済
	9月	技術系学生特化型	募集中
	10月	地域起業家特化型	募集中
	来年1月	女性起業家特化型	募集中
サンディエゴ	9月	ライフサイエンス領域特化型	派遣者選考中
サンフランシスコ	10月	社会起業家特化型	募集中
ボストン	9月	ロボティクス・クリーン特化型	派遣者選考中
	9月	Mass Challenge連携プログラム	派遣者選考中
	来年1月	女性起業家特化型	募集中
パリ	10月	Station F 入居型	派遣者選考中
テルアビブ	10月	現地VCによるメンタリング等	派遣者選考中
シンガポール・インドネシア	10月	現地アクセラ企業によるメンタリング、現地VCとのピッチ等	派遣者選考中
ヘルシンキ	11月	Slush挑戦・大学訪問（学生特化）	募集中
ワシントンD.C.	来年1月	女性起業家特化型	募集中

外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）の認定スキームの拡大

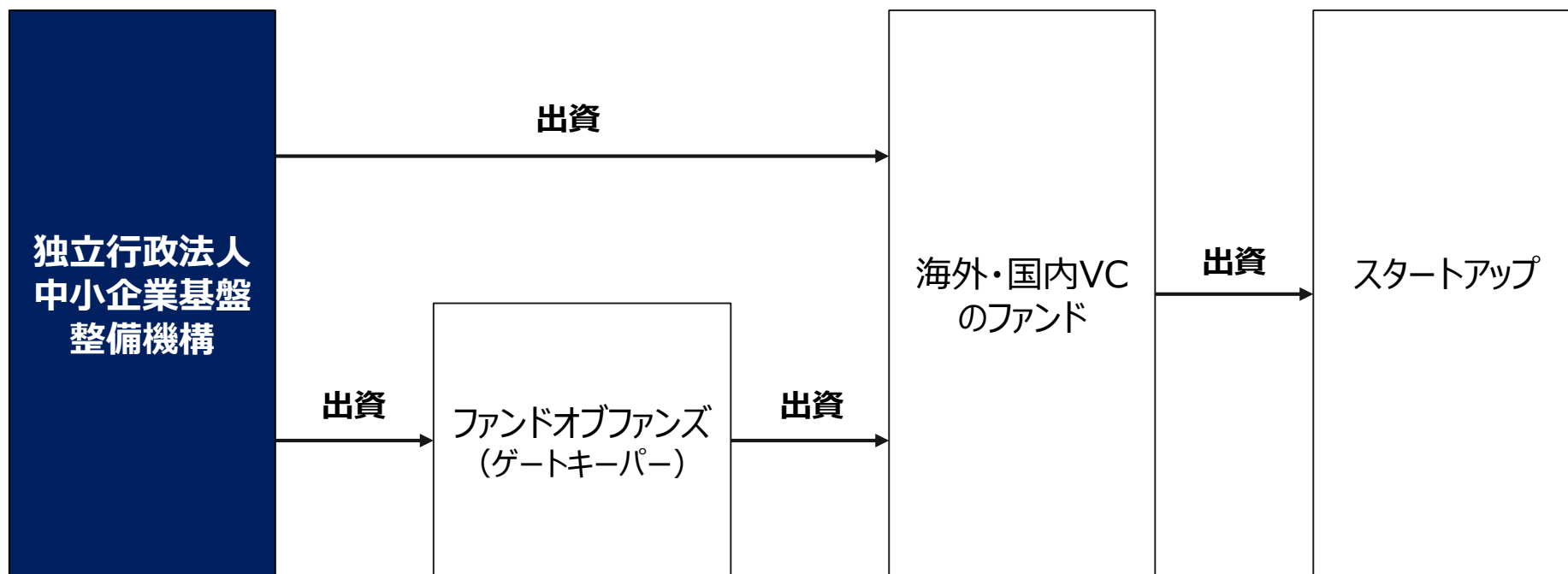
- 外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）のボトルネックとして、ビザの確認手続を行う自治体の人員・体制の整備に限界があることが挙げられる。一方、民間団体において外国人の起業活動のサポートを積極的に実施する意向があるものの支援対象となる起業家の在留資格が課題となるケースも出ている。
- このため、地方自治体だけでなく、国が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレーター等の民間組織も、スタートアップビザの確認手続を行えるよう告示改正を行う（7月25日～8月23日の間でパブリックコメントを実施中）。

＜外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）とは＞ 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度。2018年12月に開始。地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。福岡市・愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市・三重県・北海道・仙台市・横浜市・茨城県・新潟県・大分県・京都府・兵庫県・渋谷区・浜松市・加賀市・富山県（計18団体）を認定（7月26日現在）



- 事業規模の大きなグローバルメガスタートアップの創出を図るため、スタートアップのグローバル展開を支援することを目的に、中小機構が、資金力や海外展開ノウハウを有する国内外のグローバルベンチャーキャピタル（VC）のファンドに出資し、VCを通じて国内のスタートアップに出資。
- VCへの出資については、**3/31にファンド運営者の公募を開始するとともに、ゲートキーパーの公募を7/11に開始。**

事業スキーム図



JIC（産業投資革新機構）のスタートアップ支援

- 産業革新投資機構（JIC）2022年11月に策定・公表された、「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、子会社であるVGI*が運用する2,000億円の2号ファンドを組成するとともに、新たに400億円のオポチュニティファンドの設立するなど、スタートアップ支援やオープンイノベーションによる企業の産業競争力強化を図っている。

*VGI：VENTURE GROWTH INVESTMENTS。JICグループのベンチャーキャピタル。

直近の取組と今後の方向性

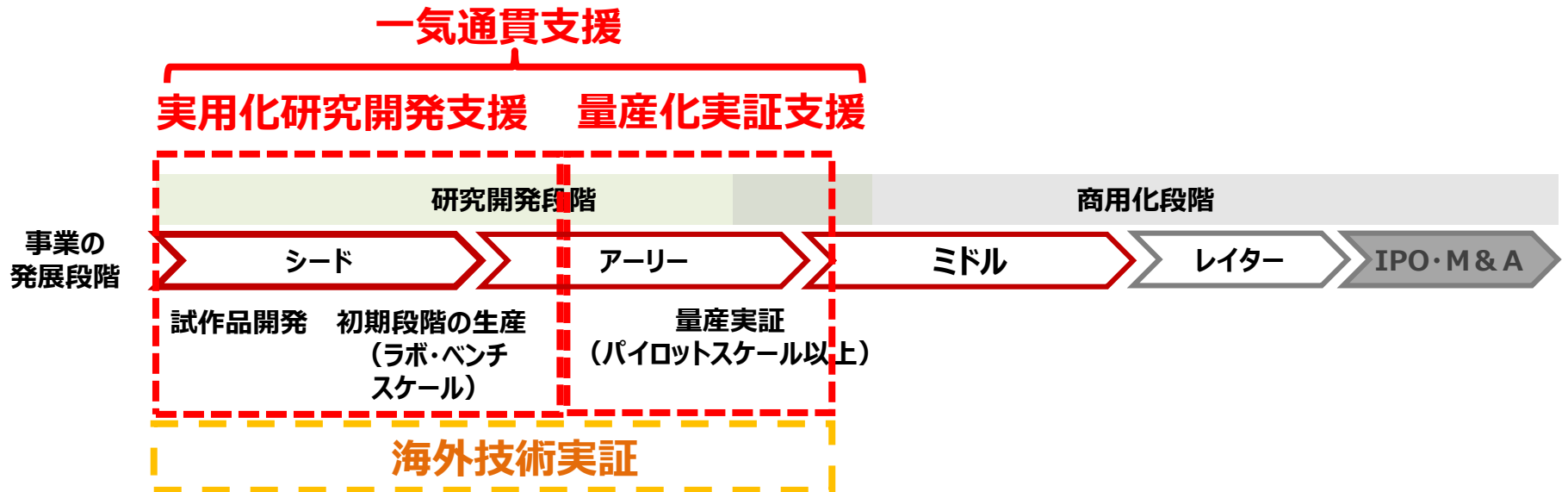
- JICとしては、引き続き、2022年7月に公表したスタートアップ支援方針に基づき、「ディープテック」、「プレシード・シード」、「グロース」、「ゴー・グローバル」などの分野を重点的に支援していく。
- 国内VC、スタートアップと海外VCとの連携強化等を目的とした海外VCへの出資を実施。また、国内VC、スタートアップと海外VCとの連携強化等を目的とした海外VCへの出資*を実施。
*New Enterprise Associates 18へのLP投資について（2023年1月31日公表）、Vertex venturesへのLP投資について（2023年4月21日公表）
- 直近の取組としては、VGIに2000億円の2号ファンド※を組成し、400億円のオポチュニティファンドを組成することを決定（7/31公表）。

※ 1号ファンドは1200億円。

※ JIC投資先ファンドによる投資状況：480件、1,090億円（2022年12月末時点、一部スタートアップ以外への投資を含む。）

ディープテック・スタートアップ支援事業 概要（事業費1,000億円、NEDOに基金造成）

- 「**実用化研究開発支援**」事業： 試作品の開発や他社等との共同研究開発を実施するとともに、研究開発の成果を活用したF/S調査の実施、生産技術開発等を支援。
- 「**量産化実証支援**」事業： 量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用費用（安定的に稼働するまでの試運転や製品評価に係る諸費用を含む。）やこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用を支援。
- これらの事業を一気通貫で行う「**一気通貫支援**」や、相手国・政府機関等との協力の下で行う海外展開のための「**国際共同研究開発事業**」、海外の市場・規制等に適合するための研究開発や調査費用、現地での技術サービス拠点の設置費用、現地での製品・サービス実証に要する費用等の一連の海外展開事業を支援する「**海外技術実証**」も実施。
- 事業性の担保のためVCとの連携を重視する。また、長期・弾力的な支援とSG（ステージゲート）審査の組み合わせにより、効果的な支援を行う。（第1回公募:5/25ㄨ、第一回公募案件の採択決定:8月中。第2回公募:8/31ㄨ）



※なお、経産省で執行するSBIR指定補助金等事業も、ディープテック・スタートアップ支援事業の中で併せて実施。

創薬ベンチャーエコシステム強化事業

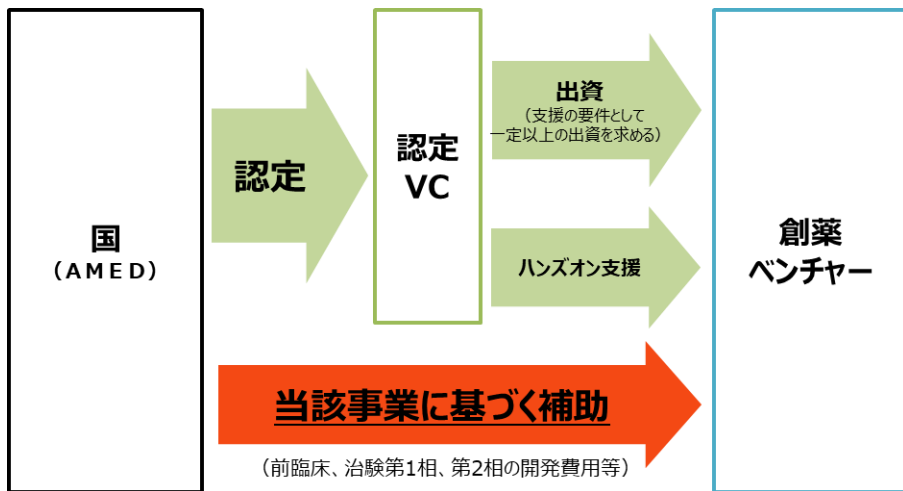
令和4年度補正予算額：3,000億円
(令和3年度補正予算：500億円)

- 創薬ベンチャーの資金調達が困難な前臨床、治験第1相・第2相を対象に、VC出資額の2倍相当の治験費用を支援。
- 令和5年3月24日～5月16日にかけて、第2回の創薬ベンチャーの公募を行ったところ、9社からの応募があり、AMEDや審査委員会における審査を経て、以下の3社を採択。令和5年7月28日（金）に採択結果を公表した。
- 第3回の公募については、令和5年7月7日～9月7日にかけて公募を行うこととしており、同年12月に採択結果を公表予定。

事業スキーム

VCの出資を条件に、
民間出資1に対して2倍までの範囲で補助

⇒治験費確保の円滑化 + 更なる民間資金の呼び水に



※創薬ベンチャー（補助事業者）の追加公募を7月7日に開始済み

認定VC

<第1回認定VC> 8社

- (株)ファストトラックイニシアティブ
- Remiges Ventures, Inc.
- 三菱UFJキャピタル (株)
- Catalys Pacific LLC
- 東京大学協創プラットフォーム開発 (株)
- DCIパートナーズ (株)
- NEWTON BIOCAPITAL PARTNERS
- 京都大学イノベーションキャピタル (株)

<第2回認定VC> 9社

- D3合同会社
- Eight Roads Capital Advisors Hong Kong Limited
- Impresa Management LLC
- JIC VGI (株)
- MP Healthcare Venture Management, Inc.
- Saisei Ventures LLC
- 大阪大学ベンチャーキャピタル (株)
- ジャフコグループ (株)
- (株)東京大学エッジキャピタルパートナーズ

創薬ベンチャー公募の採択結果

実施機関名	リード認定VC	補助事業課題
株式会社レストアビジョン	Remiges Ventures	網膜色素変性症に対する視覚再生遺伝子治療剤の開発
株式会社BTB創薬研究センター	京都iCAP	術後疼痛・がん疼痛等に対する経口鎮痛薬の開発
オリヅルセラピューティクス株式会社	京都iCAP	重症心不全疾患に対するiPS細胞由来心筋細胞剤の開発

大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し

(所得税、個人住民税)

2023年4月から施行

- **事業化前段階（プレシード・シード期）**は、事業成功の見通しが不透明でリスクが高い投資領域であるが、機関投資家が投資しにくいステージであるため、**個人によるエンジェル投資が重要**。
- また、失敗時のリスクに対する懸念などから、我が国の**開業率・起業マインドは低く、起業を促進する必要がある**。
- このため、エンジェル税制について、**20億円を上限に、①プレシード・シード期のスタートアップへの投資を課税の繰延から非課税**にするとともに、**②起業家による会社設立のための出資も非課税措置**とする拡充を行う。

拡充の主な内容

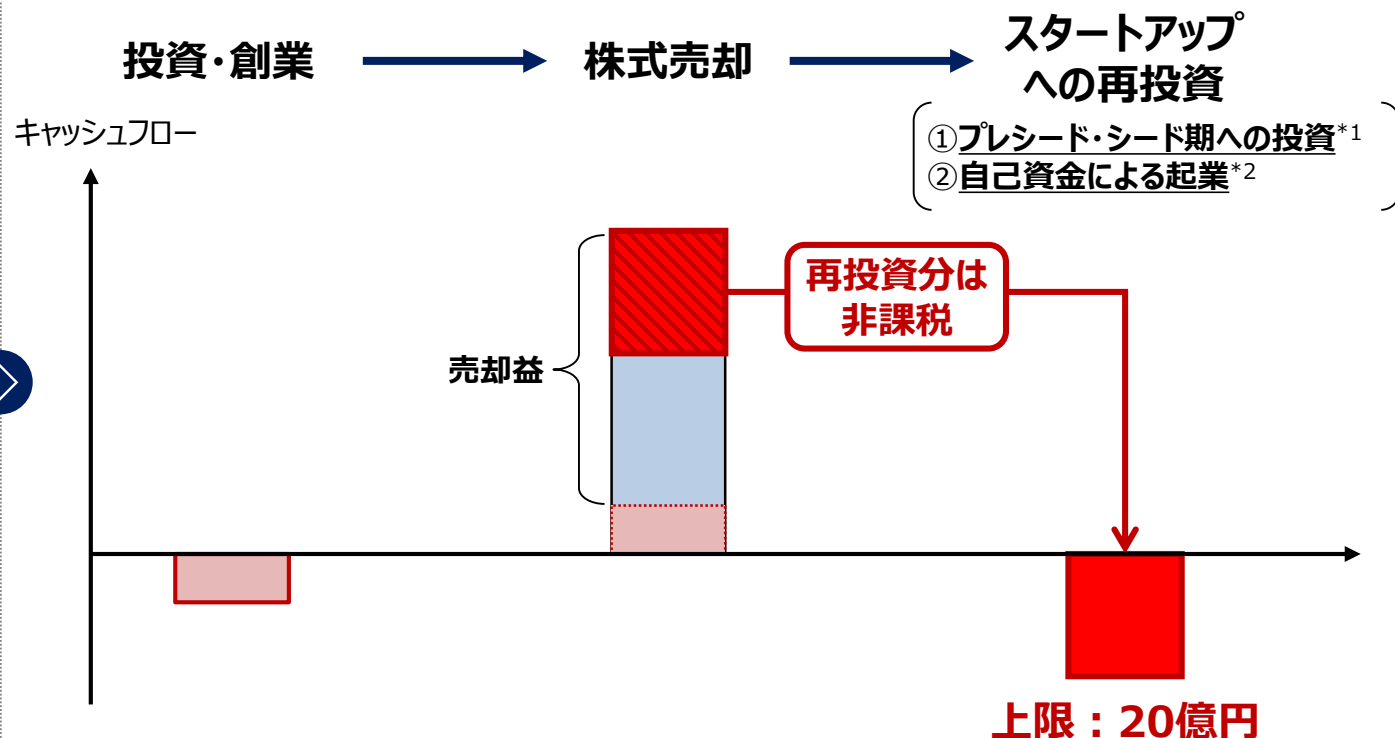
1 繰延措置を非課税措置に

現行制度は実質的には繰延措置であるところ、**非課税の措置**とする。

2 起業時に対象に

現行制度では実質的に自己資金による起業が対象にならないところ、**自己資金による起業も税制の対象**とする。

税制措置の概要



*1: 現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字等の要件を満たす、などの要件を課す。また、外部資本要件は現行の1/6から1/20に緩和。

*2: 販管費/出資金の比率が30%超などの要件を課す

公共調達促進

進捗

創業10年未満の中小企業契約
比率1.01%
(941億円)(2021年度実績)

KPI

国・関係機関が創業10年未満の中小企業から調達する物件・工事・サービスの契約比率：**0.83%(777億円)**
(2020年度実績)

可能な限り早期に創業10年未満の中小企業の契約比率を**3%以上(3,000億円規模)**への拡充を目標

- 官公需法に基づき、閣議決定した令和5年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、スタートアップに係る取組を盛り込んだところ。
- 各府省等において、これらの取組を着実に実行し、公共調達におけるスタートアップからの調達拡大を図り、新規中小企業者※との契約目標比率3%の達成を目指す。

※新規中小企業者：創業10年未満の中小企業・小規模事業者。スタートアップが含まれる。

令和5年度中小企業者に関する国等の基本方針について（令和5年4月25日閣議決定）

□ 新規中小企業者※向け契約目標（比率）

比率：3%以上

□ スタートアップに係る取組

① 各府省等の調達機関に対する情報提供等

スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスについて、各機関の全ての内部組織に広く周知し、調達案件の掘り起こしを行う。また、各府省等と連携し、スタートアップからの調達を促進させるための課題について検討する。

② 調達手続き等の見直し

スタートアップの参加を容易にする観点から、一定の要件を満たすスタートアップについては、入札参加資格その他の政府調達手続等を見直すことを引き続き検討する。

③ J-Startup選定企業等の活用

公共調達において、高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間で随意契約が可能とすることを検討し、結論を得次第速やかに措置する。

- デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)において、令和4年度よりスタートアップへの加点を実施
- 「行政との連携実績のあるスタートアップ100選」を作成。国・地方自治体の担当者に配布し、副大臣会議で周知。

スタートアップ創出促進保証の創設

(令和4年度2次補正予算「経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設」の121億円の内数)

- 失敗時のリスクが大きいため起業をためらう起業関心層のうち、約8割が原因として経営者保証を挙げている。
- そのため、創業時に信用保証を受ける場合、**経営者保証を不要とする新しい信用保証制度**を本年3月より開始。

資格要件

- これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。
* 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、**創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件**とする。

保証限度額等

- 保証限度額：3500万円（保証割合：100%）

保証期間等

- 保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可）

貸付金利・保証料率

- 貸付金利：金融機関所定利率
- 保証料率：各信用保証協会所定の**創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ**

ガバナンス向上のための工夫

- 創業3年目及び5年目に決算申告書を基に、**中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェック**を受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。

- スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、役員・従業員等が海外に赴任するケースがあるが、スタートアップ株式を含む有価証券等を1億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象となる。
- 納税猶予を適用する場合、非上場株式の担保提供は、株券による担保提供が必要であったが、スタートアップの海外進出を促進するため、株券不発行でも、質権設定による担保提供を可能にするるとともに、持分会社の持分の担保提供も可能とする。

改正概要

1億円以上の有価証券等を
所有している国外転出者
(例：スタートアップの役員・従業員等)



担保提供
なし

対象資産の含み益に
所得税が課税

担保提供
あり

納税猶予

- 国外転出時課税制度の対象となった非上場株式を、**質権設定**を行うことで、**株券不発行でも担保提供を可能**とする。
- これにより、
 - ① **株券発行会社に移行するための定款変更**
 - ② 発行された**株券の管理**
 - ③ 上場する場合の**株券不発行会社への再移行が不要**になる。

- M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略。
- このため、オープンイノベーション促進税制について、M&A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる拡充を行うことで、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しする。

※赤字部分、赤枠内が拡充部分



出資法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

株式取得額の25%を所得控除
(M&A時は発行済株式も対象)



資金などの経営資源
革新的な技術・ビジネスモデル

出資先：スタートアップ^o

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合(50%超の取得時は海外スタートアップを除く)

	現行制度	拡充部分
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
所得控除 上限額 (取得額換算)	25億円/件* (100億円/件)	50億円/件 (200億円/件)
	年間125億円/社まで (年間500億円/社まで)	
株式取得 下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件	5億円/件

5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等は、
所得控除分を一括取り戻し

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

* : 2023年4月1日以降は所得控除上限12.5億円/件、取得額換算50億円/件

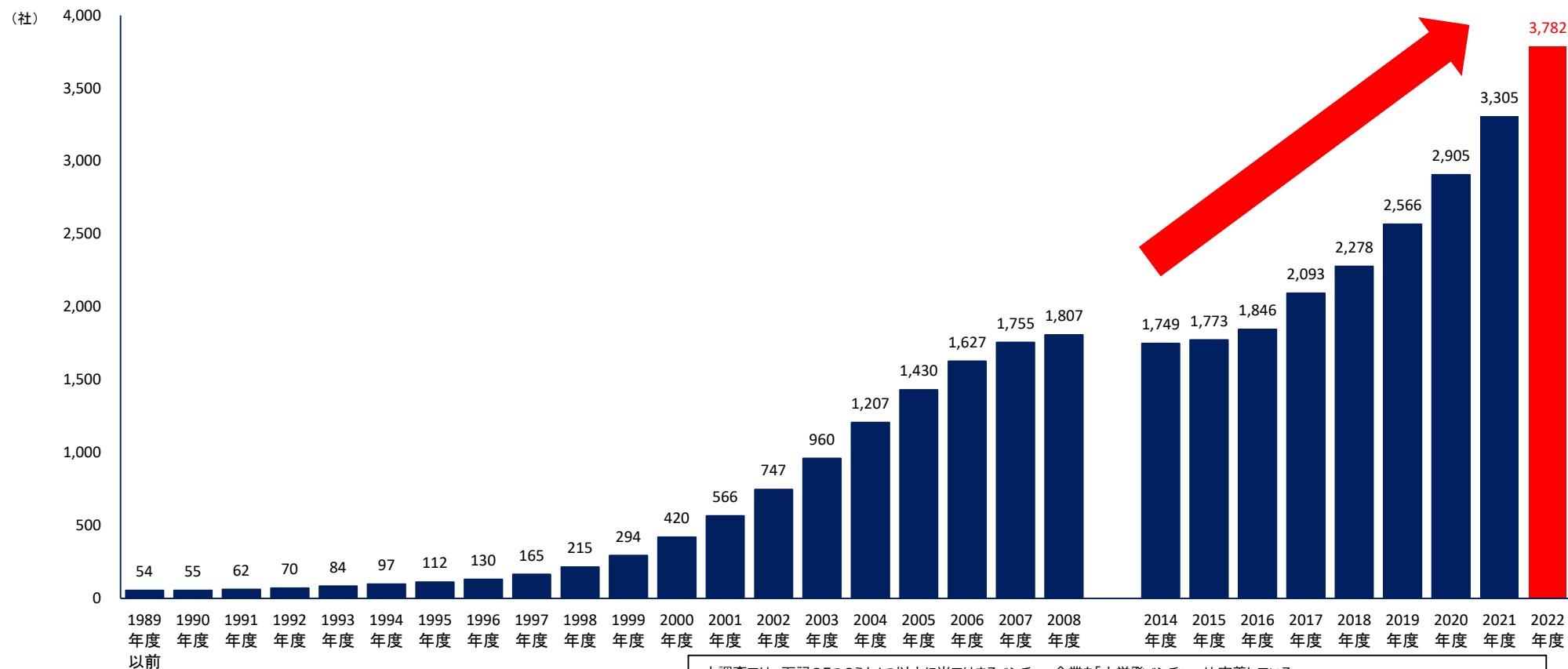
インパクトスタートアップ関連施策

- 課題先進国といわれる我が国において、社会的課題を前向きなエネルギーとして捉え、事業を通じて新たな社会的機会や市場を創造していく仕組みを、世界に先駆けて生み出すことが重要。
- このため、政府としては、**社会課題の解決や新たなビジョン実現と、持続的な経済成長をともに目指すインパクトスタートアップ**に対する総合的な支援策を推進する。

施策名	進行状況
海外派遣プログラムの推進	<ul style="list-style-type: none">● 米・サンフランシスコで開催されるSOCAP（Social Capital Market）へ起業家等を派遣予定。● 7月より参加者募集開始、10月下旬に現地へ派遣予定。
インパクトスタートアップ認証制度の創設	<ul style="list-style-type: none">● J-Startup第四次選定においてインパクト分野の有識者を推薦委員に追加し、J-Startupへのインパクトスタートアップの選出を促進。● インパクトスタートアップを選定・育成支援するプログラム「J-Startup Impact」を新設。7月より公募を開始し、秋頃に発表予定。
公共調達における支援の検討 <ul style="list-style-type: none">● 優遇措置● 国から自治体へ向けた推奨企業リストへの掲載● 地方自治体とのマッチング	<ul style="list-style-type: none">● J-Startup Impact選定企業になることで、技術力を証明すれば、等級に関わらず全ての政府調達案件に入札可能となる。● 行政との連携実績のある企業カタログをWeb版および紙媒体で制作（23年4月）。インパクトスタートアップを複数掲載し、Web版を中心に地方自治体・各省庁に配布。● 内閣府と連携して、自治体とのマッチングに向けたピッチイベントを開催予定（秋～冬頃）。
インパクトスタートアップを支援する専門 家人材の活用促進	<ul style="list-style-type: none">● グローバル認証取得やインパクト測定・マネジメントを支援するため、中小機構のスタートアップ挑戦支援事業にて、インパクト関連の専門家を登録するとともに、活用を促進する。

(参考) 大学発ベンチャー数の年度別推移

- 「令和4年度大学発ベンチャー実態等調査」によれば、大学発ベンチャー数は、2021年度調査から477社増加し、3,782社。
- 2014年度以降、企業数は毎年増加傾向にあり、企業数及び増加数は過去最多。



本調査では、下記の5つのうち1つ以上に当てはまるベンチャー企業を「大学発ベンチャー」と定義している。

1. 研究成果ベンチャー：大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー。
2. 共同研究ベンチャー：創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー。
(設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む)
3. 技術移転ベンチャー：既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー。
(設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む)
4. 学生ベンチャー：大学と深い関連のある学生ベンチャー。現役の学生が関係する(した)もののみが対象。
5. 関連ベンチャー：大学からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー。

出所：経済産業省「令和4年度大学発ベンチャー実態等調査」